

意 見 書 (案)

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による日本人拉致問題については、北朝鮮が日本人拉致を認めた平成14年の日朝首脳会談から20年以上が経過したが、解決に向けた具体的な進展が見られぬまま、多数の拉致被害者が未だ帰国できない状況にある。

第104代内閣総理大臣に指名された高市総理は、令和7年10月24日の所信表明演説において、拉致問題は内閣の最重要課題であり、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するために、あらゆる手段を尽くして取り組むと述べ、強い決意をもって臨む姿勢を示した。

拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき課題であるが、拉致被害者自身やその家族の高齢化が進み、特に家族会の親世代のメンバーは現在一人となっており、もはや一刻の猶予も許されない状況にある。

よって、国においては、国際社会と緊密に連携を図りながら、膠着した状況を開拓し、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
外 務 大 臣
拉 致 問 題 担 当 大 臣
内 閣 官 房 長 官

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和7年12月19日

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 渋間佳寿美

意 見 書 (案)

飛島の特定有人国境離島地域への追加指定を求める意見書

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的に、平成28年に制定された。

本土から約39kmの遠隔の地に位置する本県唯一の有人離島・飛島は、有人国境離島地域として、従前より島の漁業者が違法操業の監視や警察等への通報を行うなど、領海や排他的経済水域の保全等において重要な役割を果たしている。しかし、人口がピーク時から9割減少しており、今後、無人化のおそれが否定できない極めて厳しい状況にある。

こうした有人国境離島地域は、一度無人化すると、同法の趣旨である我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能の維持が著しく困難となることから、早急に、地域社会の維持に向けた更なる支援を講じることが必要である。

よって、国においては、飛島が有人国境離島地域としての役割を安定的かつ継続的に担うための支援の充実に向け、早期に「特定有人国境離島地域」へ追加指定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣 あて
内閣府特命担当大臣
(海洋政策)
内閣官房長官

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和7年12月19日

提出者 山形県議会総務常任委員長 梶原宗明

意 見 書 (案)

ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書

内閣府が令和5年3月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によれば、ひきこもり状態にある人は全国の15歳から64歳までの年齢層において146万人いると推計され、その割合は50人に1人に上っている。

こうした中、国においては、「子ども・若者育成支援推進法」や「生活困窮者自立支援法」により支援を行っているが、ひきこもり支援に特化した法律ではないことから、法律のはざまで支援対象とならないケースがある。

ひきこもり状態となった原因は、不登校や離職、病気、人間関係など多様であり、心理的要因や社会的要因などが複雑に重なり合っている。このため、本人が希望する社会とのつながり方も様々であり、一人一人に寄り添ったきめ細かで切れ目のない支援が必要である。

よって、国においては、ひきこもり支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律を整備するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長 あて
内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

山形県議会議長 田 澤 伸 一

以上、発議する。

令和7年12月19日

提 出 者 山形県議会厚生環境常任委員長 石 川 正 志